

令和3年5月11日

保護者 様

愛知県立御津高等学校長 寺田 安孝

### 緊急事態措置を受けた本校の対応について（お知らせ）

平素は、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、このたび、令和3年5月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県が緊急事態宣言の対象地域に加えられ、緊急事態措置が知事から発出されました。

現在、従来株に比べ若年層への感染力が強い可能性のある変異株の割合が上昇し、変異株への置き換わりが進みつつある状況にあります。

これらを受け、県教育委員会から5月8日付けで「緊急事態措置を受けた県立学校の対応について」が通知されましたので、本校として下記のとおり適切に対応してまいります。保護者の皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 地域の感染レベルと対応

本県全体の地域の感染レベルを「レベル3」に引き上げ、県教育委員会から示された「緊急事態措置を受けた県立学校の対応」に基づき、学校として適切に対応する。

#### 2 対応の要点

(1) 同居家族に風邪症状がみられる場合、登校を控える。

同居家族が濃厚接触者に特定された場合、当該家族の陰性が判明するまでは登校させない。

(2) 遠足や、修学旅行等の宿泊を伴う行事は、中止または延期する。

(3) 部活動について、生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動については行わない。

運動を行っていないとき、また部室においても、原則マスクを着用する。

対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛する。

### 3 備考

- (1) 緊急事態措置に伴い、5月12日(水)から31日(月)までの間、本校は時差通学を行うこととします。公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう、御配慮ください。

(参考) 時差通学に伴う日課表 ※ 考査期間中については、別途連絡します。

S T 9時00分

1限 9時10分～ 9時55分 (4限まで、45分短縮授業)

2限 10時05分～10時50分

3限 11時00分～11時45分

4限 11時55分～12時40分

(以下、通常どおり)

- (2) 今後、新型コロナウイルス感染症への対応に係る本校の対応は、きずなネット及び学校ホームページを通じて随時お知らせします。きずなネットが未登録の方は、お手数ですが速やかに登録していただきますようお願い申し上げます。

担当 教頭 (大澤)

電話 0533-75-4155